

平成27年3月
警察庁

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年1月16日から同年2月14日までの間、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集を行いました。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第78号）
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第9号）

2 命令等の案を公示した日

平成27年1月16日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 参考

頂いた御意見の総数	2件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案について
この項目に対する御意見はありませんでした。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案について
この項目に対しては、

- 許可証の書換えの申請に係る規定（第32条第3項）には、「…法第4条第1項…第4号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で…」とあるが、なぜ空気拳銃の場合だけ申請人の写真を添えることとするのか、また、写真の枚数も記載していないがこれで良いのか。

といった御意見がありました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）の施行により、空気銃に係る練習射撃場の制度が新設されることに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けている者は、当該練習射撃場に備え付けられている空気拳銃を借りて射撃練習を行うことが可能となります。

そこで、本内閣府令案では、当該練習射撃場において空気拳銃による射撃練習を行おうとする者に対する当該練習射撃場の管理者による本人確認に正確を期する観点から、これまで本人の写真を貼付していなかった空気拳銃に係る許可証に本人の写真を貼付することとし、あわせて都道府県公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更による書換えの申請に当たって、本人の写真の提出を求めることとしています。

一方、同じく法第4条第1項第4号の規定による許可を受けている者であっても、拳銃の所持の許可を受けている者は、これまでどおり許可証に対応した拳銃しか所持できず、練習射撃場から拳銃を貸与されて射撃練習を行うことはないため、拳銃に係る許可証については、引き続き本人の写真の貼付は不要であると考えています。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）においては、同一の申請書やその添付書類について、複数の提出を求める場合にのみその枚数等を明記することとしており、例えば改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条第3項の規定により提出しなければならない写真の枚数は一枚となります。